

## ホップズにおける自然権と絶対的権力

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2018-04-30 キーワード: 作成者: 下條, 慎一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/790">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/790</a>

# ホッブズにおける自然権と絶対的権力

下  
條  
慎  
一

はじめに

一 人間論

1 感覚

2 造影

3 影像の連続

4 ことば

5 推理と科学

6 情念とことば

7 論究の終末

8 知的徳性とその反対の欠陥

9 知識

- 10 力・値うち・位階・名譽・ふさわしさ
  - 11 態度
  - 12 宗教
  - 13 人類の自然状態
  - 14 第一・第二の自然法と契約
  - 15 その他の自然法
  - 16 人格・本人および人格化されたもの
- 二 コモンウェルス論
- 1 コモンウェルスの原因・発生・定義
  - 2 設立によるコモンウェルスにおける主権者の権利
  - 3 設立によるコモンウェルスの種類および主権者権力の継承
  - 4 父権的支配と専制的支配
  - 5 臣民の自由
  - 6 政治的組織と私的組織
  - 7 主権者権力の公共的代行者
  - 8 コモンウェルスの榮養と生殖
  - 9 忠告
  - 10 市民法
  - 11 犯罪・免罪・軽減

- 12 処罰と報酬
  - 13 コモンウェルスをよわめるか、その解体に役だつものごと
  - 14 主権的代表の職務
  - 15 神の自然的王国
- おわりに

## はじめに

イギリス国王ヘンリ八世（在位一五〇九―一五四七年）は、最初の王妃との離婚をのぞんだけれども、ローマカトリック教会はそれを承認しなかった。そのため、ヘンリ八世は一五三二年の首長法において、みずからイギリス国内の教会の首長であると宣言し、ローマカトリック教会から離脱するとともに、修道院を廃止して、その土地財産を没収した。エリザベス一世（在位一五五八―一六〇三年）は一五五九年の統一法にもとづいて祈祷や礼拝の統一をはかり、イギリス国教会を確立した。

ジェームズ一世（在位一六〇三―一六二五年）は王権神授説をとなえ、国会を無視した新税のとりたてなどによって国民の批判をまねいた。ジェームズ一世の子チャールズ一世（在位一六二五―一六四九年）は、一六二八年に国会が国王の専制政治を批判して「権利の請願」を可決した翌年、国会を解散した。一六四〇年にチャールズ一世は国会を再開したけれども対立し、イギリス革命を招来した。一六四二年には王党派と議党派のあいだで内戦が勃発した。後者の中心となったのはイギリス国教会の改革をめざしたピューリタンであつ

た。かれらはジャン・カルヴァンの宗教改革のながれをくんで、信仰上の個人主義や禁欲的な道德観を有していた。一六四九年、オリヴァー・クロムウェルは議会派を勝利にみちびき、チャールズ一世を処刑して、共和政を樹立した。クロムウェルはきびしいピューリタニズムをおしつけたため、国民が反発し、かれの死後にチャールズ一世の子がチャールズ二世（在位一六六〇—一六八五年）として即位した（王政復古）。チャールズ二世は専制的な姿勢をとって国会と対立し、国会には国王の権威を重視するトーリー党と、国会の権利を強調するホイッグ党が誕生した。

トマス・ホップズはスペインの無敵艦隊が襲来すると噂された一五八八年に「恐怖」との「双生児」としてイギリス国教会の牧師の家にうまれた。<sup>(1)</sup> オックスフォード大学を卒業後、貴族の家庭教師をつとめた。一六四〇年にパリに亡命し、一六五一年『リヴァイアサン』を出版したあと、帰国した。一六七九年に死去した。『リヴァイアサン』の目的は「コモンウェルスあるいは国家（ラテン語ではキウイタス）」とよばれる「偉大なリヴァイアサン」の本性を叙述することにある。<sup>(2)</sup> 第一部はコモンウェルスの「素材・製作者」である「人間」について考察する。<sup>(3)</sup> 第二部はコモンウェルスがどのようにして、どういう信約によってつくられるかということと、主権者の権利および正当な権力あるいは権威とはなにかということと、それを維持・解体するものはなにかということを検討する。本稿では、ホップズが個人の「自然権」としての「生命」をまもることを最優先の目的とし、その手段として国家に「絶対的権力」をもたせ「主権」を国王か貴族院か庶民院に一元化しようとしたことをあきらかにしてみたい。

なお「リヴァイアサン」とはもともと旧約聖書に登場する海中の怪物であって、それを支配しうるものが地上にいない最強の生物とされる。<sup>(4)</sup> ホップズはこれに「巨大な国家権力」を象徴させている。<sup>(5)</sup>

## 一 人間論

### 1 感覚

感覚の原因は、外部の物体すなわち対象にある。<sup>(6)</sup> 感覚は、目については光あるいは色、耳については音、鼻についてはにおい、舌・口蓋については味、身体のほかのすべてについてはあつさ・つめたさ・かたさ・やわらかさなどの触覚によつて区別するような性質のなかにある。

### 2 造影

「造影」とは、対象を除去したり目をとじたりしたのち、みたものの「影像」を保持することである。<sup>(7)</sup>

### 3 影像の連続

一つの思考がほかの思考に連続することを「心の説話」という。<sup>(8)</sup>

### 4 ことば

ことばは、名辞または名称とそれらの結合からなる。<sup>(9)</sup> それによつて、ひとびとは自分の思考を記録し、相互の効用と交際のために公表する。ことばがなければ、ひとびとは獅子・熊・狼とおなじく、コモンウェルスも社会も契約も平和も、もつことはなかった。

## 5 推理と科学

推理とは、すべての部分の名辞から全体の名辞への連続、あるいは全体および一部分の名辞から他方の部分の名辞への連続を、概念することである。<sup>(10)</sup> それは「勤勉」によって獲得される。<sup>(11)</sup> すなわち名辞を適切に付し、一つの名辞とほかの名辞とを結合し（断定）、一つの断定とほかの断定とを結合し（三段論法）、当面の主題に属する名辞のすべての帰結にかなする知識（科学）に到達する。

## 6 情念とことば

情念をうみだす最初の内的な端緒は「造影力」である。<sup>(12)</sup> すべての情念は一般に「直説法」で表現される。<sup>(13)</sup> 「わたくしは愛する」「わたくしは恐怖する」「わたくしはたのしむ」などのようにである。熟慮は「仮定法」で表現される。「これがなされるならば、そのばあいには、これがつづいてくるだろう」というようにである。意欲と嫌悪は「命令法」でしめされる。「これをせよ」「あれをひかえよ」というようにである。

## 7 論究の終末

知識への意欲に支配されたすべての「論究」には、知識の獲得または放棄による終末がある。<sup>(14)</sup>

## 8 知的徳性とその反対の欠陥

知的徳性とは、ひとびとが称賛・評価し自分自身のなかにあることを意欲するような精神の能力であり「よい知力」と呼称される。<sup>(15)</sup> それには「自然の知力」と「獲得された知力」がある。自然の知力は、方法・訓練・

指導なしに経験によってえられる知力であり「造影の迅速」すなわち「一つの思考からほかの思考へのすみやかな継統」と、ある承認された終末への確固たる指向からなる。反対に「おそい造影」は「遅鈍」「愚鈍」とよばれる。獲得された知力は、方法・指導によって獲得された知力であり「推理」を意味する。<sup>(16)</sup>ホップズによれば、財産・知識・名誉にたいして、おおきな情念をもたないひとは、不快をあたえることのない「善人」かもしれないけれども、おおきな想像力やゆたかな判断力をもっていることはありえない。よわい情念をもつことは「遅鈍」であり、なにごとにも差別なく情念をもつことは「眩惑・懊惱」であり、なにごとにもはげしい情念をもつことは「狂乱」である。

## 9 知識

知識には、事実についての知識すなわち感覚・記憶と、一つの断定のほかの断定への帰結についての知識すなわち科学がある。<sup>(17)</sup>政治学・社会学は、政治体の属性からの帰結についての知識を意味する。<sup>(18)</sup>それは、コモンウェルスの設立から政治体あるいは主権者の権利・義務への帰結と、臣民の権利・義務への帰結についての知識からなる。

## 10 力・値うち・位階・名誉・ふさわしさ

力とは、利益を獲得するためにもつてい道具を意味する。<sup>(19)</sup>それには、生まれつきの力と手段的な力がある。前者は身体または精神の能力の優越であり、具体的には異常な強力・容姿・慎慮・技芸・雄弁・気前のよさ・高貴さなどがある。後者は力をさらに獲得するための道具・手段であり、たとえば財産・評判・友人・幸

運などである。

値うちとは、あるひとの価値・価格をさす。<sup>(20)</sup>それは自己ではなくて他者が決定する。

位階とは、あるひとの公共的な値うちであり、コモンウェルスがつける価値である。<sup>(21)</sup>

公爵・伯爵・侯爵・男爵というような名誉の称号は、コモンウェルスの主権者権力がつけた価値をあらわすものである。<sup>(22)</sup>

ふさわしさとは、それにふさわしいといわれることがらについての特殊な力または能力をさす。<sup>(23)</sup>もつとも、あるひとがある財産・職務・業務にふさわしいとしても、他者に先んじてそれをもつ権利を主張することはできなかつた。

## 11 態度

ホッブズは態度ということばを、人類が一緒に平和と統一のなかに生活することにかんずるかれらの性質という意味でもちいている。<sup>(24)</sup>かれは全人類の一般的性向として「つきからつきへと力をもとめ、死においてのみ消滅する永久の、やすむことのない意欲」をあげている。この意欲が生じるのは、現在もっている、よくいきるための力と手段を確保するのに、それ以上を獲得しなければならぬためである。国王が最大の力をもちながら、国内では法によって、国外では戦争によって、その力を拡大しようとするのは、こうした理由による。<sup>(25)</sup>

## 12 宗教

人間が「一つの永遠・無限・全能の神」をみとめた理由は、ある効果が生じるのをみて、そのもつともちかく

の直接の原因を推理し、その原因の原因を推理し、原因の追求にふかく身を投じたひとが、一つの「第一起動者」すなわちすべてのものごとの最初にして永遠の原因があるにちがいないという結論に到達したことにある。<sup>(26)</sup>

### 13 人類の自然状態

「ひとびとはうまれながら平等である。」<sup>(27)</sup>たとえば、肉体のよわいものも、ひそかなたくらみ・共謀によって、つよいものをころすことができるからである。「平等から不信が生じる。」<sup>(28)</sup>だれか二人が同一のものごとを意欲し、ともに享受することができなければ、かれらはたがい敵となるからである。「不信から戦争が生じる。」この相互不信から自己を安全にしておくには「先手をうつ」ことが妥当となるからである。

人間の本性のなかには「競争」「不信」「ほこり」がある。<sup>(29)</sup>ひとびとは「競争」のために「利得」を、「不信」のために「安全」を、「ほこり」のためによい「評判」を、それぞれもとめて暴力を使用する。ひとびとは、かれらすべてを威圧しておく「共通の権力」がなければ、戦争状態にある。それは「各人の各人にたいする戦争」である。ここでは、勤労の果実が確実でないため、土地の耕作がない。人間の生活は孤独でまずしく、つらく残忍でみじかい。

「死への恐怖」「快適な生活に必要なものごとにたいする意欲」「それらをかれらの勤労によって獲得する希望」がひとびとを平和にむかわせる。<sup>(30)</sup>理性は都合のよい平和の条項を示唆し、ひとびとは「協定」を締結する。

なお、ホッブズは『市民論』(一六四二年)において国際関係を「共通の権力」がない「自然状態すなわち戦争状態」とみなしている。<sup>(31)</sup>自然状態には秩序を強制する高次の支配者が存在しないため、各人の各人にたいする戦争しかありえず、そこでの生活がつらく残忍でみじかいとみなすホッブズは、国際政治にかんするリズム(現実主義)の先駆者とされる。<sup>(32)</sup>こうした立場から「国際法規を信頼しえず、真の安全保障と自由な秩

序の擁護・促進が軍事力の保持・行使になお依拠する、無政府状態のホッブズのな世界において力をおよぼしている」現代のアメリカ合衆国を肯定する見解もある。<sup>(34)</sup>しかし、ホッブズは国際関係について、ほとんどなにも著述していない。<sup>(34)</sup>ひとびとが国内政治において自然状態を脱却してコモンウェルスを設定するように、国際政治のなかで「世界政府」を樹立する必要があるとはのべていない。<sup>(35)</sup>「国際的なリヴァイアサン」を登場させてもいない。<sup>(36)</sup>かれの国内政治論を安易に国際政治論に適用することには慎重でなければならぬけれども、いずれの領域においても、つぎにのべる「自然権」としての「生命」を最優先すべきであることは共通しているといえよう。

#### 14 第一・第二の自然法と契約

「自然権」とは、各人がかれ自身の「生命」を維持するために、かれ自身の意志するとおりに、かれ自身の力を使用する自由を意味する。<sup>(37)</sup>「自然法」とは、理性によつて発見された戒律すなわち一般法則である。それによれば「各人は平和を獲得する希望があるかぎり、それにむかつて努力すべきである。」<sup>(38)</sup>第一の自然法は「平和をもとめ、それにしたがえ」ということである。第二の自然法は「ひととは、平和と自己防衛のためにかれが必要だとおもつかぎり、ほかのひとびともまたそうであるばあいには、すべてのものにたいするこの権利をすすんでするべきであり、ほかのひとびとにたいしては、かれらがかれ自身にたいしてもつことを、かれがゆるすであろうのとおなじおおきさの自由をもつことで満足すべきである」ということである。

権利の相互的な譲渡を「契約」という。<sup>(39)</sup>契約者の一方が、かれの側では契約されたものをひきわたして、相手、ある決定された時間ののちにかれのなすべきことを履行するまで放任し、その期間は信頼しておくばあ

い、この契約は「協定」または「信約」とよばれる。

## 15 その他の自然法

第三の自然法は「ひとびとは、むすばれた信約を履行すべきだ」ということである。<sup>(40)</sup> 第四の自然法は「他者から、まったくの恩恵からでた便益をうけたひととは、それをあたえたひとが自分の善意を後悔するもつともな理由をもたないように、努力すること」である。<sup>(41)</sup> 第五の自然法は「各人は自分を、その他のひとびとに順応させるように、努力すること」である。<sup>(42)</sup> 第六の自然法は「ひととは、過去に罪をおかしたものが、くいあらためて許容をのぞむならば、その罪を許容すべきである」ということである。第七の自然法は「復讐……において、ひとびとは、すぎさった悪のおおきさにはなく、これからくる善のおおきさに、注目すること」である。第八の自然法は「だれも、行為・ことば・表情・身ぶりによって、相手にたいする憎悪または軽蔑を表明しないこと」である。<sup>(43)</sup> 第九の自然法は「各人は他者を、自然によってかれと平等なものとして、みとめること」である。第一〇の自然法は「平和の状態にはいるにあたって、だれも、ほかの各人が留保することに自分が満足しないような、いかなる権利をも、自分が留保することをもとめないこと」である。第一一の自然法は「あるひととが、ひととひととのあいだをさばくことを信託されるとすれば」「かれはかれらのあいだを平等にとりあつかうこと」である。<sup>(44)</sup> 第一二の自然法は「分割しえないようなものは、できるならば共同で享受すること」である。第一三の自然法は、分割することも共同で享受することもできないばあい「その権利の全体、そうでなければ（交替して使用するとして）最初の占有が、くじによって決定されること」である。第一四の自然法は、共有で享受することも分割することもできないものは、若干のばあいには「最初の生誕者」すなわち「長子」

に授与されるべきだということである。第一五の自然法は「平和を仲介するすべてのひとびとには、行動の安全が許容されること」である。第一六の自然法は「争論しているひとびとは、かれらの権利を、仲裁者の判断に服従させること」である。<sup>(45)</sup> 第一七の自然法は、だれも、自分自身の訴訟事件において、適切な仲裁者ではないということである。第一八の自然法は、どのような訴訟事件においても、一方の側の勝利から、他方の側の勝利からよりも、おおきな利益や名誉や快樂が、あきらかに生じてくるようなひとを、仲裁者としてうけいれるべきではないということである。第一九の自然法は、事実についての争論において、裁判官は一方を他方よりのおおく信用することはないので、第三者を信用しなければならぬということである。

これらの自然法に共通するのは「自分自身にたいして、してもらいたくないことを、他者にしてはならない」ということである。<sup>(46)</sup>

## 16 人格・本人および人格化されたもの

人格とは「かれのことはまたは行為が、かれ自身のものとみなされるか、あるいはそれらのことはまたは行為が帰せられる他者またはなにかほかのもののことばまたは行為を、真実にまたは擬制的に代表するものとみなされる」ひとをさす。<sup>(47)</sup>

かれのことばまたは行為がかれのものとみなされるばあい、かれは「自然的人格」とよばれる。それらがあつた他者のことばと行為を代表するものとみなされるばあい、かれは「人為的人格」とされる。

人為的人格のうちあるものは、かれらのことばと行為が、かれらが代表するものに帰属する。その人格を「行為者」という。行為者のことばと行為は「本人」に帰属する。行為者は本人の「権威」によって行為する。

人間の群衆は、かれらが一人のひと、あるいは一つの人格によって代表されるときに、一つの人格とされる。<sup>(48)</sup> 群衆は、かれらの代表者がかれらの名において、いったりおこなったりするすべてのことについて「本人」として理解される。<sup>(49)</sup> 各人はかれらの代表者に、かれ自身から「権威」をあたえるのである。

## 二 コモンウェルス論

### 1 コモンウェルスの原因・発生・定義

コモンウェルスの目的は「諸個人の安全保障」にある。<sup>(50)</sup>

ひとびとを外国人の侵入や相互の侵害から防衛し、かれらの安全を保障して、かれらが自己の勤労と土地の産物によって自己をやしない、満足して生活しようにする共通の権力を樹立する唯一の方法は、ひとびとのすべての権力を「一人の人間」または「一つの合議体」にあたえることである。<sup>(51)</sup> そのときに各人は各人にたいて以下<sup>(52)</sup>の信約をむすぶ。「わたくしはこのひとまたはひとびとのこの合議体を権威づけ、それに自己を統治するわたくしの権利をあたえる。それはあなたもおなじようにして、あなたの権利をかれにあたえ、かれのすべての行為を権威づけるといふ条件においてである。」こうして一人格に統一された群衆はコモンウェルス（ラテン語ではキウィタス）とよばれる。

コモンウェルスとは一つの人格であつて、かれの行為については、一大群衆がそのなかの相互の信約によつて、かれらの各人すべてを、それらの行為の本人とする。この人格が、かれらの平和と共同防衛に好都合とかがえるところにしたがつて、かれらすべてのつよさと手段を利用しようにするためである。<sup>(52)</sup> この人格を

になうものが主権者であり「主権者権力」をもつ。それ以外のものは臣民とよばれる。

コモンウェルスには獲得によるものと設立によるものがある。前者はひとが自分の子どもを、あるいは戦争によってかれの敵を、かれの統治に服従させることによってできるものである。後者は、ひとびとがかれら自身のあいだで協定して、あるひとまたはひとびとの合議体に、すべてのひとにたいして保護してくれることを信賴して、意志的に服従することによってできるものである。

## 2 設立によるコモンウェルスにおける主権者の権利

臣民は統治形態を変更することも、主権者権力を剥奪することもできない。<sup>(33)</sup> 臣民が多数派の宣告した主権設立に抗議することも、主権者の行為を非難することも不正である。<sup>(34)</sup> 臣民が主権者を処罰することはできない。<sup>(35)</sup> 主権者は臣民の平和と防衛に必要なことがらにかんする判定者である。したがって、いかなる意見・学説が平和に反対しているか役だっているかについての判定者である。<sup>(36)</sup>

主権者は、臣民が享受しうる財貨とおこないうる行為をしることのできる規則をつくる権力を有する。<sup>(37)</sup> その他の主権者権力としては、争論にかんするすべての司法と決定の権利、和戦をおこなう権利、和戦の忠告者・代行者をえらぶ権利、臣民に報酬をあたえて処罰する権利、臣民に名誉の称号をあたえて地位または位階を指定する権利があげられる。<sup>(38)</sup>

主権者権力を分割することはできない。<sup>(39)</sup> これらを国王・貴族・庶民院に分割するという意見が「内乱」を惹起した。臣民はこのような無制約な権力をにぎるひとあるいはひとびとの情欲・情念の対象となりやすいので悲惨であるという批判も予想されたけれども、ホッブズは「内乱にともなう悲惨とおそるべき災厄」のほうが

重大であると論断した。<sup>(60)</sup>

### 3 設立によるコモンウェルスの種類および主権者権力の継承

設立によるコモンウェルスには①代表が一人のひとである「君主政治」と②代表がそこにあつまってくる意志をもつすべてのものの合議体である「民主政治」と③代表が一部分だけの合議体である「貴族政治」という三つの形態がある。<sup>(61)</sup>

いずれの形態においても、主権者がなくなつて戦争状態にもどることのないように、主権者権力を継承させる権利が必要である。<sup>(62)</sup> 民主政治においては、統治されるべき群衆がなくならなかり合議体がなくなることはないので、継承権にかんする問題は存在しない。<sup>(63)</sup> 貴族政治においては、合議体のだれかがなくなつたとき、かれの空席をみたすものの選挙を、主権者としての合議体がおこなう。君主政治においては、主権者権力を占有中の君主が、かれの権力をだれに継承・相続させるかを、かれの明言したことばおよび遺書などによって決定する。

### 4 父権的支配と専制的支配

獲得によるコモンウェルスにおいては、父権的支配と専制的支配という二種類の支配がある。前者は親が子どもにたいして生殖による支配の権利をもつものであり、後者は征服や戦争の勝利によって支配を獲得するのである。<sup>(64)</sup>

## 5 臣民の自由

臣民の自由は、かれらの行為を規制するにあたって主権者が黙過したことがらにのみ存する<sup>(65)</sup>。それはたがいに売買・契約すること、かれら自身の住居・食物・生業をえらぶこと、かれらの子どもをかれら自身が適当とおもうように教育することなどである。

主権者の命令が「主権をさだめること」の目的に反するばあい、臣民は「拒否の自由」をもつ<sup>(66)</sup>。したがって、自発的におこなうのでなければ、戦争するように拘束されることはない。ここに戦争が発生したときの個人と国家の関係は「各人の生命の安全が絶対的に優越する」という確固たる信念がうかがえる<sup>(67)</sup>。戦争と平和の問題について「国家利益」ではなくて「個々人の人命尊重」を基点にしてかんがえることを「ホップズの平和思想」からまなぶことができよう<sup>(68)</sup>。

## 6 政治的組織と私的組織

政治的組織（政治体）とは、コモンウェルスの主権者権力からでた権威によってつくられるものである<sup>(69)</sup>。私的組織とは、臣民によって、または外来者からでた権威によって、構成されるものである。私的組織のうち、コモンウェルスのゆるしたものが合法で、それ以外は非合法である。政治的組織にかんしては、主権者以外のなものも、かれのゆるしをえなければ、その代表たりえない<sup>(70)</sup>。臣民の政治体に絶対的代表をもつことをゆるすとすれば、支配をかれらの平和と防衛に反して分割することになるからである。

政治的組織の具体例としては「属州・植民地・都市の統治のための政治体」「交易を秩序づけるための政治体」「主権者に忠告をあたえるための政治体」などがあげられる<sup>(71)</sup>。私的組織については、合法的なものとして

「家族」、非合法なものとして「盗賊」や「外国の人格の権威によって、他者の領土のなかに、そのコモンウェルスの権力に反対する教義の宣布を容易にし、反対の党派をつくるために結合する」ローマ・カトリック教会のようなものがある。<sup>(72)</sup>

### 7 主権者権力の公共的代行者

公共的代行者とは「主権者によって、なにかのことがらに使用され、その業務において、権威をもってそのコモンウェルスの人格を代表するもの」を意味する。<sup>(73)</sup>「行政」「軍事」「人民の指導」「司法」「判決の実施」などのための代行者が存在する。<sup>(74)</sup>

### 8 コモンウェルスの榮養と生殖

コモンウェルスの「榮養」は海陸の財貨に存する。<sup>(75)</sup> その「生殖」とは植民・移民を意味する。<sup>(76)</sup>

### 9 忠告

命令とは、ひとがそれをおこなうことによつて、かれ自身の便益を主張するものであるのにたいして、忠告とは、その相手の便益をはかるものである。<sup>(77)</sup> ひと「命令」されたことをおこなうように義務づけられることはあつても「忠告」されたとおりにおこなうことを義務づけられない。<sup>(78)</sup>

## 10 市民法

市民法とは臣民各人にたいする規則である。<sup>(79)</sup> その規則とはコモンウェルスが語や書面やその他の十分な意志のしるしによってかれに命令したものであり、正邪の区別すなわちなにがその規則に反して、なにが反しないかの区別に利用するためのものである。

主権者は立法者であり、市民法に臣従せず、かれをこまらせる法を廃止して新法をつくることができる。<sup>(80)</sup>

「市民権」が市民の「自由」をさすのにたいして「市民法」はその「義務」を意味する。<sup>(81)</sup>

## 11 犯罪・免罪・軽減

犯罪とは法が禁止することの遂行あるいは法が命じていることの回避に存する。<sup>(82)</sup> もっとも、すべての犯罪が同一の程度のものではなく、犯罪とみえたものが「免罪」によって犯罪でなくなることや、おおきくみえた犯罪がその「軽減」によってちいさくなることがある。<sup>(83)</sup> ひとが「死の脅威」によって「法に反する事実」をなすように強制されるならば、全面的に免罪される。<sup>(84)</sup> いかなる法もひとを、かれ自身の生命を放棄するように義務づけることはできないからである。また、法が有罪としているけれども「法の作成者」が暗黙に是認する事実<sup>(85)</sup>は、ちいさな犯罪とみなされる。たとえば、法が決闘を有罪としているけれども、それを拒否すれば軽蔑され、あざけられるとき、主権者の好評をえるために決闘を受諾することは、厳格に処罰されるべきでなかった。<sup>(86)</sup>

## 12 処罰と報酬

処罰とは「公共的権威」が「法の侵犯と判決する行為または回避をしたもの」に課する「害」である。<sup>(87)</sup> その

目的はひとびとの意志をよりよく従順へむかわせることにある。もつとも、コモンウェルスの代表を処罰することはできない<sup>(88)</sup>。コモンウェルスの代表にたいする害は「処罰」ではなくて「敵対的な行為」とみなされる。報酬には「契約」による「給料」「賃金」と「贈与」による「恩恵」がある<sup>(89)</sup>。前者は、奉仕にたいして当然にうけるべき便益である。後者は、それをあたえるひとびとに奉仕するよう、ほかのひとびとをはげますためのものである。コモンウェルスの主権者がなにかの公共的職務について給料を指定したばあい、それをうけるものは、かれの職務を遂行するよう拘束される。

### 13 コモンウェルスをよわめるか、その解体に役だつものごと

コモンウェルスをよわめる第一のものは「絶対的権力の欠如」である<sup>(90)</sup>。第二のものは以下の六つの「騒乱的な学説」である<sup>(91)</sup>。①「各私人が善悪の行為の判定者であるということ。」ホップズによれば、善悪の行為の尺度は市民法であり、判決者は立法者すなわちコモンウェルスの代表であった。②「ひとがかれの良心に反してすることは、すべて罪である」ということ。これは自分自身を善悪の判定者とするおもしろいあがりにもとづくものである。③「靈感をうけたと称すること。」これは、善悪の判定者であることをひきうけるか、超自然的な靈感をあたられると称するような私人を、その判定者とするあやまちをもたらす。④「主権者権力を有するものは、市民法に臣従するということ。」<sup>(92)</sup>⑤「すべての私人はかれの財貨について、主権者の権利を排除するような絶対的的所有権をもつということ。」⑥「主権者権力を分割しようということ。」<sup>(93)</sup>

コモンウェルスをよわめる第三のものは「隣接国民の模倣」である。自国とことなる統治の例はしばしば、既定の統治形態を変更しようという気もちを惹起する。

第四のものは「靈的」権力と「現世的」権力の対抗である。<sup>(94)</sup>これによってコモンウェルスは「内乱と解体」の「危険」のなかにおかれる。

第五のものは「混合統治」である。「国王」と「一般的合議体」と「もう一つの合議体」がそれぞれ人民の人格をになうとすれば、それは一つの人格・一名の主権者ではなくて三つの人格・三名の主権者となる。

戦争および内戦に敗北して臣民を保護しえなくなつたとき、コモンウェルスは解体する。<sup>(96)</sup>そのとき、各人はかれ自身の裁量にしたがつて自己を保護する自由をもつ。

#### 14 主権的代表の職務

主権者の職務は、かれがそのために主権者権力を信託されたところの目標に存する。<sup>(97)</sup>それは「人民の安全」の達成である。主権のどのような本質的な権利を手ばなすことも、主権者の義務に反する。そうすればコモンウェルスは解体して、各人はほかの各人との戦争状態にもどるからである。これは「この世におこりうる最大の悪」であった。

主権者は「至高の司法権力、自己の権威によって和戦をおこなう権力、コモンウェルスの必要を判断する権力、……貨幣と兵士を徴収する権力、和戦の役人や代行者をつくる権力、教師を任命して人民の防衛と平和と利益にどの学説が一致するか反するかを検査する権力」のいずれをも放置してはならなかった。

また、人民にこれらの権力の基礎についておしえるよう監視しなければならなかった。コモンウェルスがそれらを行使するときに、ひとびとが抵抗しないようにするためである。

## 15 神の自然的王国

臣民は主権者にたいして、神法にそむかないあらゆることについて服従すべきである。<sup>(98)</sup>もともと、なにかを市民的権力によって命じられるばあい、そのことが神法に反するかどうかはわからないと、過度の市民的服従によって神の尊厳をおかすか、神をおかすのを恐怖してコモンウェルスの掟を侵犯するかもしれない。これらの難点を回避するために、神法とはなにかをしる必要がある。

神の王国には自然的なものと予言的なものがある。<sup>(99)</sup>前者は、神が人類のうちでかれの神慮をみとめるかぎりのおおくのを、ただし理性の自然的な指図によって統治するものである。後者は、神がユダヤ人をかれの臣民としてえらびだして、かれらだけを統治するものである。

神法すなわち自然理性の指図は、既述の自然法と神への尊敬からなる。<sup>(100)</sup>神への尊敬とは、かれの力と善良さのできるだけたかくかんがえることであり、その敬意が「ひとびとの語や行為にあらわれた外部的なしるし」を「崇拜」という。コモンウェルスが神の崇拜の一部として公共的・普遍的におこなうべきであるとさだめる行為を、臣民もそういうものとかんがえ、おこなうべきであった。<sup>(101)</sup>

### おわりに

ホップズがもつとも重視したのは、個人の「自然権」としての「生命」をまもることであった。そのためには国家の「絶対的権力」と「主権」の一元化が必要であった。それを分割すれば、コモンウェルスは解体して、各人はほかの各人との戦争状態にもどるからである。これは「この世におこりうる最大の悪」であった。

一八八三(明治一六)年に旧文部省は『リヴァイアサン』を翻訳し『主権論』と題して出版した。それは第一部「人間論」を「排除」して第二部「コモンウェルス論」を抄訳したものであり『リヴァイアサン』の「自然権」人権論」をきりすて「主権の専制」を核心にすえて「人権論争とのかわりを慎重に回避し、主権論争のみ(同省を)参加させようとする文部省苦心の翻訳」であった。<sup>(註)</sup>「個人の人権」にもとづいて「国家」があるのではなく「国家のもとに個人があるという思想」が第二次世界大戦後も存続しているなかで、ホッブズの真意を正確に理解することの重要性はなおうしなわれないといえよう。

\* 本稿は、本学通信教育部の二〇一七年度夏期面接授業科目「人間論」で配布した資料の一部に加筆して作成したものである。講義の機会をあたえてくださった先生がたと、講義しやすい環境をととのえてくださった職員のかたがたと、熱心な受講態度によって刺激をあたえてくれた学生諸君に感謝もうしあげる次第である。

#### (Endnotes)

- (1) Hobbes, Thomas, *Thomas Hobbes Malmesburiansis Vita Carmine Expressa*, William Molesworth ed., *Opera Philosophica Omnia* (Bristol: Thoemmes Press, 1999), Vol. I, p. lxxxvi. 福鎌忠恕訳『ラテン詩自叙伝』『東洋大学大学院紀要』第18集(一九八二年)一四頁。梅田百合香『ホッブズ政治と宗教』『リヴァイアサン』再考』(名古屋大学出版会、二〇〇五年)三八頁。
- (2) Hobbes, T., *Leviathan*, Noel Malcolm ed., *The Clarendon Edition of the Works of Thomas Hobbes* (Oxford: Clarendon Press, 2012), Vol. II, p. 16. 水田洋訳『リヴァイアサン』(一)』(岩波書店、一九九二年改訳)三七—三八頁。

- (3) *Ibid.*, p. 18. 三八頁。
- (4) Cf. "The Book of Job," 41: 33, Herbert Marks ed., *The Old Testament* (New York, N.Y.: W. W. Norton, 2012), p. 951. 並木浩一訳『ヨブ記』『旧約聖書IV』(岩波書店、二〇〇五年) 四三二頁。
- (5) 福田歓一『政治学史』『福田歓一著作集第三卷』(岩波書店、一九九八年) 三七〇頁。
- (6) Hobbes, T., *Leviathan*, p. 22. 水田訳『リヴァイアサン(一)』四四頁。
- (7) *Ibid.*, p. 26. 四八頁。
- (8) *Ibid.*, p. 38. 五八頁。
- (9) *Ibid.*, p. 48. 六八頁。
- (10) *Ibid.*, p. 64. 八四頁。
- (11) *Ibid.*, p. 72. 九一頁。
- (12) *Ibid.*, p. 78. 九七頁。
- (13) *Ibid.*, p. 94. 一一二頁。
- (14) *Ibid.*, p. 98. 一一七頁。
- (15) *Ibid.*, p. 104. 一二四頁。
- (16) *Ibid.*, p. 110. 一三〇頁。
- (17) *Ibid.*, p. 124. 一四六頁。
- (18) *Ibid.*, p. 130. 一四八頁。
- (19) *Ibid.*, p. 132. 一五〇頁。
- (20) *Ibid.*, p. 134. 一五二頁。
- (21) *Ibid.*, p. 136. 一五三頁。

- (22) *Ibid.*, p. 146. 一六二頁。
- (23) *Ibid.*, p. 148. 一六三頁。
- (24) *Ibid.*, p. 150. 一六八頁。
- (25) *Ibid.*, pp. 150, 152. 一六九頁。
- (26) *Ibid.*, p. 166. 一八三頁。
- (27) *Ibid.*, p. 188. 二〇七頁。
- (28) *Ibid.*, p. 190. 二〇八頁。
- (29) *Ibid.*, p. 192. 二一〇頁。
- (30) *Ibid.*, p. 196. 二一四頁。
- (31) Do, *De Cive : The Latin Version Entitled in the First Edition Elementorum Philosophiae Sectio Tertia De Cive, and in Later Editions Elementa Philosophica de Cive*, Howard Warrender ed., *The Clarendon Edition of the Philosophical Works of Thomas Hobbes* (Oxford : Clarendon Press, New York : Tokyo : Oxford University Press, 1983), Vol. II, p. 180. Do, (Richard Tuck and Michael Silverthorne tr.), *On the Citizen* (Cambridge : New York : Cambridge University Press, 1998), p. 126. 本田裕忠訳『市民論』(京都大学学術出版会 二〇〇八年) 二一五頁。
- (32) Nye, Jr., Joseph S. and David A. Welch, *Understanding Global Conflict and Cooperation : An Introduction to Theory and History*, 10th ed. (Boston : Pearson, 2017), pp. 4-5. 田中明彦・村田晃嗣訳『国際紛争 : 理論と歴史』(有斐閣 二〇一七年) 五一六頁。
- (33) Kagan, Robert, *Of Paradise and Power : America and Europe in the New World Order* (New York : Vintage Books, 2004), p. 3. 山岡洋一訳『ネオコンの論理 : アメリカ新保守主義の世界戦略』(光文社 二〇〇三年) 七一八頁。
- (34) Navari, Cornelia, "Hobbes, the State of Nature and the Laws of Nature," Ian Clark and Iver B. Neumann ed.,

- Classical Theories of International Relations* (Basingstoke : Macmillan in association with St. Antony's College, Oxford : New York : St Martin's Press, 1996), p. 21. 佐藤正志・和田泰一訳「ホッブズ、自然状態、自然法」押村高・飯島昇蔵訳者代表『国際関係思想史：論争の座標軸』（新評論、二〇〇三年）三三頁。
- (35) 梅田百合香『甦るリヴァイヤサン』（講談社、二〇一〇年）一〇五頁。
- (36) Armitage, David, *Foundations of Modern International Thought* (Cambridge : Cambridge University Press, 2013), p. 67. 平田雅博ほか訳『思想のグローバル・ヒストリー：ホッブズから独立宣言まで』（法政大学出版局、二〇一五年）九二頁。
- (37) Hobbes, T., *Leviathan*, p. 198. 水田訳『リヴァイヤサン（一）』二二六頁。
- (38) *Ibid.*, p. 200. 二一七頁。
- (39) *Ibid.*, p. 204. 二二二頁。
- (40) *Ibid.*, p. 220. 二三六頁。
- (41) *Ibid.*, p. 230. 二四六頁。
- (42) *Ibid.*, p. 232.
- (43) *Ibid.*, p. 234. 二四八頁。
- (44) *Ibid.*, p. 236. 二五〇頁。
- (45) *Ibid.*, p. 238. 二五二頁。
- (46) *Ibid.*, p. 240. 二五四頁。
- (47) *Ibid.*, p. 244. 二六〇頁。
- (48) *Ibid.*, p. 248. 二六五頁。
- (49) *Ibid.*, p. 250.

- (50) *Ibid.*, p. 254. 水田洋訳『リヴァイアサン(二)』(岩波書店、一九九二年改訂)二七頁。
- (51) *Ibid.*, p. 260. 三二—三三頁。
- (52) *Ibid.*, p. 262. 三四頁。
- (53) *Ibid.*, pp. 264, 266, 三六、三八頁。
- (54) *Ibid.*, pp. 268, 270. 四〇頁。
- (55) *Ibid.*, p. 270. 四一頁。
- (56) *Ibid.*, p. 272. 四二頁。
- (57) *Ibid.*, p. 274. 四三頁。
- (58) *Ibid.*, pp. 274, 276. 四四—四六頁。
- (59) *Ibid.*, p. 278. 四六頁。
- (60) *Ibid.*, p. 282. 四九—五〇頁。
- (61) *Ibid.*, p. 284. 五一頁。
- (62) *Ibid.*, p. 298. 六一—六三頁。
- (63) *Ibid.*, p. 300. 六三頁。
- (64) *Ibid.*, pp. 308, 312. 七一、七四頁。
- (65) *Ibid.*, p. 328. 九〇頁。
- (66) *Ibid.*, p. 338. 九七頁。
- (67) 田中浩『ホッブズ研究序説…近代国家論の生誕』(御茶の水書房、改訂増補版一九九四年)四三七頁。
- (68) 同右四三八頁。
- (69) Hobbes, T., *Leviathan*, p. 348. 水田訳『リヴァイアサン(二)』一〇六—一〇七頁。

- (70) *Ibid.*, p. 350. 一〇七頁。
- (71) *Ibid.*, pp. 358, 362, 366. 一一二、一一五、一一九頁。
- (72) *Ibid.*, p. 368. 一一〇—一一二頁。
- (73) *Ibid.*, p. 376. 一二八頁。
- (74) *Ibid.*, pp. 376, 378, 380, 382. 一二九—一三三頁。
- (75) *Ibid.*, p. 386. 一三七頁。
- (76) *Ibid.*, p. 396. 一四五頁。
- (77) *Ibid.*, p. 398. 一五一頁。
- (78) *Ibid.*, p. 400.
- (79) *Ibid.*, p. 414. 一六四頁。
- (80) *Ibid.*, p. 416. 一六五頁。
- (81) *Ibid.*, p. 450. 一九四頁。
- (82) *Ibid.*, p. 452. 二〇一頁。
- (83) *Ibid.*, p. 466. 二二二頁。
- (84) *Ibid.*, p. 468. 二二四頁。
- (85) *Ibid.*, p. 474. 二二八頁。
- (86) *Ibid.*, pp. 474, 476. 二二九頁。
- (87) *Ibid.*, p. 482. 二二五頁。
- (88) *Ibid.*, p. 486. 二二九頁。
- (89) *Ibid.*, p. 494. 二三五頁。

- (90) *Ibid.*, p. 498. 二四〇頁。
- (91) *Ibid.*, p. 502. 二四二頁。
- (92) *Ibid.*, p. 504. 二四四頁。
- (93) *Ibid.*, p. 506. 二四五頁。
- (94) *Ibid.*, p. 510. 二四九頁。
- (95) *Ibid.*, p. 512. 二五〇頁。
- (96) *Ibid.*, p. 518. 二五四頁。
- (97) *Ibid.*, p. 520. 二五九頁。
- (98) *Ibid.*, p. 554. 二八五頁。
- (99) *Ibid.*, p. 556. 二八七頁。
- (100) *Ibid.*, p. 560. 二九〇頁。
- (101) *Ibid.*, p. 572. 三〇一頁。
- (102) 高橋眞司『ホップズ哲学と近代日本』(未来社、一九九一年)一六〇頁。
- (103) 高木仁三郎『市民科学者として生きる』『高木仁三郎著作集第九卷』(七つ森書館、二〇〇四年)五四四頁。